

姫路労働基準協会定款（抜粋）

第2章 会員

（本会の構成員）

第6条 本会は、姫路市、宍粟市、たつの市、神崎郡及び揖保郡に所在する事業場、同地区に所在する事業主団体、同地区で事業を展開する事業場等で、会員の資格を取得した者をもって構成する。

（会員の資格の取得）

第7条 本会の会員となるには、所定の入会申込書を事務局に提出し、会長の承認を得なければならない。

（入会金）

第8条 入会希望者は、入会金 1,000 円を入会時に支払わなければならない。

（会費）

第9条 会員は、事業主団体の加入者を除き、毎年 4 月 1 日現在の従業員数に応じ、下表「事業場規模別会費一覧」に該当する会費を毎年 7 月末日までに支払わなければならない。

ただし、年間を通じ従業員数の変動が著しい会員については、前年度における月平均従業員数により会費を算定して差し支えないものとする。

《事業場規模別会費一覧》

	従業員数	年会費
A	1～ 30 人	6,000 円
B	31～ 50	8,000 円
C	51～ 100	10,000 円
D	101～ 200	14,000 円
E	201～ 300	20,000 円
F	301～ 500	26,000 円
G	501～ 700	34,000 円

	従業員数	年会費
H	701～1000 人	42,000 円
I	1001～2000	52,000 円
J	2001～3000	70,000 円
K	3001～5000	90,000 円
L	5001～7000	110,000 円
M	7001～	130,000 円

2 事業主団体の会員は、毎年 4 月 1 日現在の傘下事業場の従業員数を合計し、上表「事業場規模別会費一覧」に該当する会費を毎年 7 月末日までに支払わなければならない。

ただし、毎年 4 月 1 日現在の傘下事業場の従業員数の算定が困難な場合は、前年度における傘下事業場の月平均従業員数により会費を算定して差し支えないものとする。

3 新規入会者は、原則として、1 年分の会費を入会時に納入するものとするが、10 月 1 日以降の入会者については、半年分の会費を免除し、半年分の会費を入会時に納入するものとする。

附 則

1 この定款は、令和 2 年 7 月 3 日から施行する。

2 姫路労働基準協会会則は、令和 2 年 7 月 3 日付けで廃止する。